臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会衆第一四号)(衆議院提
出)要旨
本法律案は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示して
いる場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について
書面により承諾しているときに、医師は、当該臓器を移植術に使用するために死体から摘出することができ
ることとするとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示して
いる者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思
を書面により表示することができることとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び
知識の普及に必要な施策を講ずるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
一 臓器の摘出要件等の改正
1 医師は、次のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の
身体を含む。)から摘出することができる。

(厚生労働委員会)

(-)	死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示してい
-	る場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。
(二)	死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示してい
-	る場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出に
	ついて書面により承諾しているとき。
2	「脳死した者の身体」の定義から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されること
と	なる者であって」との文言を削除する。
3	臓器の摘出に係る脳死判定は、次のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。
\leftrightarrow	当該者が1の宀の意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思
1.15	がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判
<u> </u>	定を拒まないとき又は家族がないとき。
(二)	当該者が1の⊖の意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合
IN I	以外の場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合で

-3-

Ŧ

検 討

政

府は、

虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、

講 ず
J
も
の
と
す
る
0

びその疑

い が

ある場合に

適 切

に対

応するため

の方策に関し

検討

を加

え、

その結果に基づいて必要な措置を

に係る業務に従事する者がその業務

に係る児

童について虐待が行

わ

れ た

疑いが

あるかどうかを確認

ŕ

及

移植医疗

療